

佐倉市就学援助費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒及び就学予定者（以下「児童・生徒等」という。）の保護者に対し、就学に必要な経費についての援助費（以下「就学援助費」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童・生徒 本市が設置する小学校又は中学校に在籍する者をいう。
- (2) 就学予定者 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する者のうち、教育委員会が定める日において、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている者（当該記録がない者について、そのことに特別な事情があると市長が認める場合を含む。）であって、本市が設置する小学校又は中学校に就学する予定の者をいう。
- (3) 保護者 児童・生徒等に対して親権を行う者（親権を行う者のいないときその他民法（明治29年法律第89号）第838条第1号に該当するときは、後見人）をいう。
- (4) 世帯員 第8条の規定による認定に係る児童・生徒等と住所（集合住宅にあつては、部屋番号を含む。）を同一にする者（住所が同一であっても、住居が異なることを証明できる家屋の構造となっている場合は、住居を同一にする者）及び当該児童・生徒等と送金等の方法により生計を共にする者をいう。

(支給対象者等)

第3条 就学援助費の支給対象者は、児童・生徒等の保護者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保

護者

(2) 前号に掲げる者のほか、収入額が必要額の1.3倍を下回る者又はその他の経済的理由により就学が困難であると教育委員会が認めた者

2 前項第2号に規定する収入額は、当該世帯に係る次に掲げる額の合計額とする。

(1) アに掲げる額からイに掲げる額を減じて得た額を12で除して得た額

ア 世帯員ごとの当該年度に納付すべき市町村民税の課税に係る合計所得金額の合計額

イ 世帯員ごとのアの課税に係る社会保険料控除、生命保険料控除及び地震保険料控除の額の合計額

(2) 当該年度の初日の属する年の前年における養育費、失業給付、児童扶養手当、遺族年金その他教育委員会が認める諸収入の総額を12で除して得た額

3 第1項第2号に規定する需要額は、当該世帯に係る次に掲げる額の合計額とする。

(1) 生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成25年厚生労働省告示第174号）の規定による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「改正前保護基準」という。）

別表第1（生活扶助基準）において居宅に係る基準生活費として掲げるもののうち、次のアからエまでに掲げるものについて、それぞれに定める額の合計額

ア 第1類の表に掲げる基準額 世帯員ごとの当該基準額の合計額（世帯員の数が4人である場合は当該合計額に0.95を、世帯員の数が5人以上である場合は当該合計額に0.90を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げて得た額））

イ 第2類の表に掲げる基準額 当該基準額

ウ 第2類の表に掲げる地区別冬季加算額 当該地区別冬季加算額当該基準額に5を乗じて得た額を12で除して得た額

エ 期末一時扶助費 その費用を掲げる表の当該額に世帯員の数を乗じて得た額を12で除して得た額

(2) 改正前保護基準別表第2 (教育扶助基準) に掲げるもののうち、児童・生徒ごとの基準額の合計額

(3) 改正前保護基準別表第3 (住宅扶助基準) に定める家賃、間代、地代等の額

(4) 当該年度の前年度に在籍した小学校又は中学校の給食費の月額

4 前2項の額を算出する過程において1円未満の端数を生じたときは、前項第1号アの額の算出を除き、その都度、これを1円に切り上げるものとする。

(支給対象経費等)

第4条 就学援助費の支給対象となる経費は、次の各号に掲げる児童・生徒等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 要保護世帯 (生活保護を受ける世帯に限る。) の児童・生徒 当該児童・生徒に係る次の経費

ア 宿泊を伴う校外学習費 (草ぶえの丘学習費に係る交通費、見学科及び宿泊費に限る。)

イ 修学旅行費

ウ 医療費

(2) 準要保護世帯の児童・生徒 当該児童・生徒に係る次の経費

ア 通学用品費 (第1学年の児童・生徒に係るものを除く。)

イ 学用品費

ウ 新入学児童生徒学用品費 (認定の開始日が第8条第4項第1号に規定する日である第1学年の児童・生徒に係るものであり、かつ、次号に規定する新入学児童生徒学用品費 (他市区町村からこれと同様の支給を受けたものを含む。) の支給を受けていないものに限る。)

エ 宿泊を伴わない校外学習費 (交通費及び見学科に係るものに限る。)

オ 宿泊を伴う校外学習費 (交通費、見学科及び宿泊費に係るものに限る。)

カ 修学旅行費

キ 学校給食費

ク 医療費

ケ 卒業アルバム代

(3) 準要保護世帯の就学予定者 当該就学予定者に係る新入学児童生徒学用品費

2 前項に定めるそれぞれの経費の範囲については、教育委員会が別に定める。

3 前2項に定めるほか、要保護世帯及び準要保護世帯の児童・生徒に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に基づく災害共済給付の共済掛金については、別に定めるところにより、本市が負担する。

(支給額)

第5条 就学援助費の支給額は、児童・生徒等1人につき、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、教育委員会が認める額とする。

(児童・生徒に係る就学援助の申請)

第6条 就学援助費の支給を受けようとする児童・生徒の保護者（以下この条において「申請者」という。）は、佐倉市就学援助費支給申請書（別記様式第1号）に就学援助費の請求及び受領に関する校長への委任状（別記様式第2号）を添付して、当該年度に児童・生徒が通学する学校の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

2 申請者は、学生又は未成年者で就労していないものを除く世帯員の全てについて、その収入状況を証明する書類として、地方公共団体が発行する当該年度の特別徴収税額の通知書、市民税・県民税明細書、課税所得証明書若しくは非課税証明書又はその写しを、別に教育委員会が定める日までに、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、これらの書類で証明できない収入があると認めるときは、それらの収入を証明する書類の提出を別に求めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、他の方法により所得額が確認できる者については、これらの書類の提出を省略することができる。

4 校長は、申請書等の提出があったときは、申請者の生活状況、学校費の納入状況等について、必要に応じて民生委員及び児童委員の協力を受けながら確認し、意見を付してこれらの書類を教育委員会に提出するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、申請者が生活保護を受ける世帯の世帯員であるときは、就学援助費の請求及び受領に関する校長への委任状を、当該年度

に児童・生徒が通学する学校の校長を経由して教育委員会に提出すれば足りる。

(未就学の就学予定者に係る就学援助の申請)

第7条 就学援助費の支給を受けようとする未就学の就学予定者の保護者は、佐倉市就学援助費（就学予定者新入学学用品費）支給申請書兼口座振替依頼書（別記様式第1号の2）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(就学援助の認定)

第8条 教育委員会は、前2条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、就学援助費の支給対象者として認定するか否かを決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の決定をしたときは、その結果を市長に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知があったときは、その結果を書面により前2条の規定による申請をした者に通知するものとする。この場合において、当該申請が児童・生徒に係るものであるときは、当該児童・生徒が通学する学校の校長にその旨を通知するものとする。

4 認定の開始日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 年度ごとに別に教育委員会が定める日までの申請に係るものであり、かつ、休業日を除く第1学期の初日において、本市が設置する小学校又は中学校に当該児童・生徒が在籍している場合 当該年度の4月1日

(2) その他の場合 申請した日の属する月の翌月1日。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、その都度定める日

(支給方法及び支給時期)

第9条 児童・生徒に係る就学援助費は、学期ごとに、校長を経由して当該保護者に支給するものとする。ただし、医療費に係るものについては、教育委員会が必要と認める場合を除き、医療機関からの請求に基づきその都度当該医療機関に直接支払うものとする。

2 未就学の就学予定者に係る就学援助費は、前条の規定による認定後速やか

に、当該未就学の就学予定者の保護者に支給するものとする。

(就学援助費の請求及び受領)

第10条 校長は、学期ごとに、当該学期において第8条の規定による認定を受けた児童・生徒の保護者（以下「児童・生徒の保護者」という。）に支給すべき就学援助費の額を教育委員会が別に定めるところにより算定し、佐倉市就学援助費支給請求書（別記様式第3号）により、市長に請求するものとする。

2 前項の請求書には、当該学期における児童・生徒及びその支給経費ごとの請求内訳がわかる書類を添付するものとする。

3 市長は、第1項の請求を受けたときは、速やかに請求書及び添付書類の内容を確認し、適正と認めたときは、校長に就学援助費を支払うものとする。

4 校長は、就学援助費を受領したときは、その算定された内容に従い、児童・生徒の保護者に就学援助費を速やかに支給するものとする。この場合において、校長は、佐倉市就学援助費個人別支給台帳（別記様式第4号）を調製し、児童・生徒の保護者から就学援助費の受領印を得るものとする。

(実績報告)

第11条 校長は、当該年度に係る就学援助費の支給の完了後速やかに、佐倉市就学援助費支給実績報告書（別記様式第5号）に佐倉市就学援助費個人別支給台帳を添付し、児童・生徒ごとの支給額を市長に報告するものとする。

(事情変更等の届出等)

第12条 就学援助費の支給の認定を受けた保護者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。この場合において、児童・生徒の保護者が届出を行うときは、校長を経由して行うものとする。

(1) 生活保護の開始又は廃止があったとき。

(2) 婚姻、住所変更等により、世帯員の数が増減したとき。

(3) その他申請内容に変更があったとき。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、必要と認めるときは、その事実を証明する書類その他関係書類の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認の上、

必要な措置を講ずるものとする。

(認定の取消し)

第13条 市長は、就学援助費の支給の認定を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する要件を欠いたとき（2人以上の児童・生徒等に係る就学援助費の支給の認定を受ける保護者が、その一部の児童・生徒等について同条に規定する要件を欠いたときを含む。）。
- (3) 第4条第1項第3号に規定する新入学児童生徒学用品費を受給し、転出等により本市が設置する小学校又は中学校に入学しなかったとき。

2 市長は、前項の規定により認定の決定を取り消したときは、その旨及びその理由を書面により当該保護者に速やかに通知するものとする。この場合において、当該通知が児童・生徒に係るものであるときは、児童・生徒が通学する学校の校長にその旨を通知するものとする。

(就学援助費の返還)

第14条 市長は、前条の規定により認定の決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し既に就学援助費が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に支給の申請がなされる就学援助費について適用する。

(有効期限)

3 この要綱は、平成32年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る就学援助費については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

(令和元年度の特例)

4 平成30年度において、平成29年7月3日決裁29佐教学第270号の要綱第4条第1項第2号ウ又は同項第3号に規定する新入学児童生徒学用品費の支給を受けた者については、当該費用の支給額から次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額を控除した額を支給するものとする。

(1) 小学校 40,600円

(2) 中学校 47,400円

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、平成21年3月31日から施行する。

附 則 (平成24年3月26日決裁23佐教学第961号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日決裁24佐教学第932号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月10日決裁25佐教学第643号)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則 (平成26年6月20日決裁26佐教学第210号)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月2日決裁26佐教学第998号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成27年12月14日決裁27佐教学第765号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月1日決裁28佐教学第300号)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年7月3日決裁29佐教学第270号)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年6月24日決裁佐教学第235号)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表第1（第5条関係）

通学用品費及び学用品費の支給限度額

	小 学 校		中 学 校	
	通学用品費	学用品費	通学用品費	学用品費
4月	185円	960円	185円	1,870円
5月	185円	960円	185円	1,870円
6月	185円	960円	185円	1,870円
7月	185円	960円	185円	1,870円
8月	185円	960円	185円	1,870円
9月	185円	960円	185円	1,880円
10月	190円	960円	190円	1,880円
11月	190円	960円	190円	1,880円
12月	190円	960円	190円	1,880円
1月	190円	960円	190円	1,880円
2月	190円	960円	190円	1,880円
3月	190円	960円	190円	1,880円

備考 この表は、その初日が対象期間（当該児童・生徒が在籍しており、かつ、就学援助の認定を受けている期間（第13条の規定により認定が取り消されたときは、その取り消された部分の期間を除く。）をいう。以下同じ。）内にある月分について、それぞれに定める額を適用する。この場合において、在籍が4月2日以後である児童・生徒についての認定の開始日が同月1日であるときは、当該児童・生徒は、同日に在籍していたものとする。

別表第2（第5条関係）

新入学児童生徒学用品費等の支給限度額

	小 学 校	中 学 校
新入学児童生徒学用品費	50,600円	57,400円
宿泊を伴わない校外学習費	交通費及び見学料の合計額又は1,580円のいずれか低い額	交通費及び見学料の合計額又は2,290円のいずれか低い額
宿泊を伴う校外学習費	交通費、見学料及び宿泊費の合計額又は3,650円のいずれか低い額	交通費、見学料及び宿泊費の合計額又は6,150円のいずれか低い額
修学旅行費	実費相当額	実費相当額
学校給食費	実費相当額	実費相当額
医療費	実費相当額	実費相当額
卒業アルバム代	卒業アルバム代又は10,890円のいずれか低い額	卒業アルバム代又は8,710円のいずれか低い額

注 実費相当額とは、対象期間において保護者が負担した額をいう。